

必ずお読み下さい

インフルエンザの予防接種について

インフルエンザとは？

インフルエンザウイルスに感染することで起こります。症状は、高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、のどの痛み、咳、鼻水などで普通のかぜと比べて全身症状が強いのが特徴です。又、気管支炎、肺炎など合併し、重症化することが多いのもインフルエンザの特徴です。

予防接種の効果



予防の基本は、流行前に予防接種を受けることであり、その有効性は世界的にも認められています。高齢者では、34～55%の発病を阻止し、82%の死亡を阻止する効果があったことが報告されています。インフルエンザワクチンは、接種すれば絶対にかからないというものではなく、病気が重くなることを防いでくれることが最も大きな効果です。（ただしこの効果も100%ではないのでウイルスを近づけないように手洗いやうがいが必要となります。）なお、予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は約5ヶ月とされています。より、効果的に有効性を高めるためには、毎年インフルエンザが流行する前の12月中旬までに予防接種を受けておく必要があります。

予防接種の副反応

注射の跡が、赤みを帯びる、はれる、痛む、わずかな発熱、寒気、頭痛、全身のだるさがみられることがありますが、通常2～3日のうちに治ります。また、接種後数日から2週間以内に発熱、頭痛、けいれん、運動障害、意識障害の症状が現れる等の報告があります。非常にまれですが、ショックやじんましん、呼吸困難、ギランバレー症候群、急性散在性脳髄膜炎が現れる等の報告があります。

接種対象者など

法律で決められたインフルエンザ予防接種の対象者は65歳以上の方及び60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器に重い病気のある方です。

予防接種を受けることの義務はなく、ご本人が自らの意志と責任で接種を希望する場合のみ予防接種を行います。また、ご本人にマヒ等があつて希望書に自署ができない場合や、認知症等で正確な意思の確認ができない場合などには、家族やかかりつけ医によって特に慎重にご本人の接種意思の確認を含め接種適応を決定する必要があります。（最終的に接種意思の確認ができない場合は、予防接種法にもとづく接種はできません。任意接種・全額自己負担となります。）

予防接種を受ける前に

(1) 一般的注意

インフルエンザ予防接種について、通知や説明書を読み、必要性や副反応についてよく理解しましょう。気にかかることや分からないことは接種を受ける前に医師や保健福祉センターの保健師に質問して下さい。

予診票は、予防接種を行う医師にとって予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的には、接種を受けるご本人が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

(2) 予防接種を受けることができない人

①明らかに発熱のある人（一般的に37.5度以上）



★ 裏面もご覧下さい ★

②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人

急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日は見合わせるのが原則です。

③インフルエンザ予防接種に含まれる成分によって、アナフィラキシーを起こしたことのある人

「アナフィラキシー」とは接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身症状です。

④その他、医師が不適当な状態と判断した場合

(3) 予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人

①心臓病、腎臓病、肝臓病や血液、その他慢性の病気等で治療を受けている人。

②予防接種で接種後2日以内に発熱、発疹、じんましんなどアレルギーを疑う症状がみられた人。

③今までにけいれんを起こしたことのある人。

④今までに免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全の人がいる人。

⑤インフルエンザ予防接種の成分又は鶏卵、その他の鶏由来のものに対して、アレルギーがあるといわれたことがある人。

(4) 予防接種を受けた後の一般的注意事項

①予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。

②インフルエンザワクチンの副反応の多くは、24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。

③入浴は差し支えありませんが、注射部位を強くこすることはやめましょう。

④接種当日はいつも通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

⑤接種後、接種した部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。（この場合は、速やかに下記の問い合わせ先（東伊豆町保健福祉センター）へご連絡ください。

予防接種による健康被害救済制度

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、このワクチンと因果関係があることを厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法に基づく給付を受けることができます。ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものなのか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れこんだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、専門家からなる国の審査会で審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

他の予防接種との関係

新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンの接種間隔に制限はありません。

参考：厚生労働省ホームページ 新型コロナワクチン Q&A

ご不明な点はかかりつけ医または下記の問い合わせ先へご相談ください。



問い合わせ先
東伊豆町保健福祉センター
0557 (22) 2300



この説明書は、インフルエンザ予防接種ガイドライン、厚生労働省「インフルエンザQ&A」等より抜粋しています。